

パブリックコメントの実施に伴う周知等に関する新たな取組および 施行規則等の改正について

1 本件に至る経緯

本年、9月定例会月会議にて議員より、「パブリックコメントの多くは回答数が2～3件程度であり広い意見とは言えないのは明白である。より多くの市民が意見を提出したいと思えるよう機運を醸成するために、アプローチの手法を再考する必要があるのではないか。」という主旨の質問があった。

これを受けて、市民へパブコメの制度を周知するとともに、意見数を増加させるきっかけとすべく、次の手法を取り入れようとするものです。

2 パブリックコメント実施方法の概要

(1) 制度

施策等の企画・立案がまとまった段階において、その内容等を公表し、広く市民の意見または提案を求め、その意見等を考慮して、施策等の最終案に反映させる手続き

(2) 意見を募る対象者

市内に在住、在勤、在学されている方、団体、および市内に事業所を置く企業

(3) 公表資料の設置場所

市役所3階閲覧所、公文書館、駅前総合案内所、すこやかセンター、エルセンター、図書館、もりやまエコパーク交流拠点施設、各地区会館、担当課窓口 の計15か所、その他に市ホームページでも閲覧可

(4) 意見の提出方法

郵送、ファックス、電子メール、担当課窓口への直接持参
(住所・氏名・連絡先の記入は必須)

(5) 現行の周知方法

広報もりやま、市ホームページ、パブコメPRポスター

3 新たな取組

市役所新庁舎に導入された大型スクリーンやデジタルサイネージなどの設備を有効に活用し本件の取組を進める。

(1) パブコメPR動画の上映・・・別紙7

パブコメ制度を周知すべく、パブコメ実施期間中、本庁1階中央階段下のスクリーンに、約1分間のPR動画を投影する。各案件の具体的な内容については、PRポスターや公表資料へと誘導していく。

(2) パブコメPRポスターのデザイン変更・・・別紙8

デジタルサイネージに映え、来庁者の目を引くデザインに変更する。また、意見提出フォーム(後述)や公表資料のQRコードを掲載し、アクセスの向上を図る。

(3) 意見提出方法の追加 . . . 別紙 9

スマートフォンから容易にアクセスできる意見提出フォームを新たに設けることで、若年層や子育て世代からの意見提出を喚起する。なお、同フォームには年代および区分、意見提出のきっかけの項目を設け、提出者の傾向を収集する。

<参考>近隣他市の状況

	草津市	栗東市	野洲市
周知方法	・ 広報 ・ ホームページ ・ SNS (担当課任意)	・ 広報 ・ ホームページ	・ 広報 ・ ホームページ ・ LINE
提出方法	持参、郵送、メール、 ファックス	持参、郵送、メール、 ファックス	持参、郵送、メール、 ファックス
資料の 設置場所	・ 担当課窓口 ・ 市役所 (情報公開室) ・ 図書館 2 か所	・ 契約検査室 ・ 市役所 (情報公開コーナー) ・ コミュニティセンター ・ ホームページ	・ 市役所 ・ 図書館 ・ コミュニティセンター
住所・氏名・ 連絡先の記入	任意 (但し、意見提出様式 には記入欄あり)	必須	必須

4 実施時期

令和 6 年 1 月以降に実施するパブコメから適用する。(1/15~2/2 の間 5 件実施予定)

5 本件に係る費用について

本件で使用するイラストおよび写真は、インターネット上のフリー素材を使用しているため費用は発生しない (illustAC、canva、unsplash、いずれも商用利用可)。

また、Google フォームについても無料で使用できる WEB 上のツールであるため同じく費用は発生しない。

6 施行規則等の改正について . . . 別紙 10

提出された意見に対する提出者の一定の責任や、提出された意見の内容確認などのため、氏名および住所の明記を意見等の受付条件として求めてきた (守山市市民参加と協働のまちづくり条例施行規則 第 4 条第 3 項)。

しかしながら、氏名等の明記が意見提出への妨げとなっている可能性を考慮し、誰もが気軽に意見を提出いただけるよう、氏名等の明記を任意とする。

また、今般の新たな取組に関する箇所等について、「守山市市民参画方法運用マニュアル」を一部改定する。